

川南町立唐瀬原中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

1 基本方針

(1) いじめの防止

全生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力を養う。全生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒たちを見守る環境づくりに努める。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、必要に応じて、関係機関と連携しながら、対処手順に沿った対応を行う。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域や関係機関等と連携した対策を推進する。

2 重点取組事項

(1) 啓発活動の推進

- 全校放送での講話（教職員の体験談や生徒作文等）
- いじめに関する標語の募集・表彰、入選標語の掲示
- 生徒会活動におけるいじめ防止への取組支援

(2) 相談活動の充実

- 相談室の整備（生徒が入りやすい環境の整備と教職員の配置）
- アンケートと教育相談の実施（毎月1回アンケート実施、教育相談は全職員で対応）

(3) 報告・連絡体制の整備、確立

- 情報の一本化を図るための研修等の実施（長期休業中）
- 生徒理解の時間の充実（毎週木曜日の職朝で実施し、いじめ不登校対策委員会での協議事項の周知等の徹底を図る）

3 いじめ防止等の実施対策

(1) いじめの防止

- 生徒や学級の実態把握
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりの推進
- 生徒が主体となる活動への支援
- 生命や人権を尊重し、豊かな心を育む教育（道徳教育・体験活動等）の推進

(2) いじめの早期発見

- いじめに気づき、いじめを見逃さない教職員の意識の高揚
- 校内・校外における情報収集

(3) いじめへの対処

- いじめ問題発生時の対応
発見→情報収集→事実確認→方法決定→対応→解消経過観察（詳細省略）
- 重大事態への対応

「重大事態」とは（※いじめ防止対策推進法より抜粋）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

通常はいじめ発生時の対応に加えて、重大事態の場合には、以下の対応を追加して行う。

- ・ 直ちに、町教育委員会へ報告するとともに、町当局やその他の有識者等（弁護士、医療関係者、学識経験者等）の参加を得ながら、対応する。
- ・ 調査結果や指導や対応の仕方について、被害生徒や保護者等に対し、適切に情報提供する。
- いじめ解消後、最低3か月は経過を観察し、再発防止に努める。
- (4) 家庭や地域、関係機関との連携
 - 授業参観等（学校開放・オープンスクール等）の推進
 - 学級・学年・学校通信等での情報提供